

つむぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎国スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会

第3回総会



日時：令和8年6月16日(火) 14時00分～

場所：綾町公民館2階大会議室

日本のひなた宮崎国スボ綾町実行委員会委員・役員

No.	役 職	氏 名	所 属 機 関 ・ 団 体	所属役職	区分
1	会 長	松 本 俊 二	綾 町	町長	町
2	副 会 長	蓮 子 浩 一	綾 町	副町長	町
3	副 会 長	高 松 公 俊	綾 町 教 育 委 員 会	教育長	町
4	副 会 長	松 浦 光 宏	綾 町 議 会	議長	議会
5	副 会 長	日 高 君 彌	綾 町 ス ポ ー ツ 協 会	会長	スポーツ
6	委 員	二 見 康 之	宮 崎 県 馬 術 連 盟	会長	スポーツ
7	委 員	末 廣 芳 文	宮 崎 県 ハ ン ド ボ ー ル 協 会	会長	スポーツ
8	委 員	齊 藤 了 介	宮 崎 県 サ ッ カ ー 協 会	会長	スポーツ
9	委 員	宮 川 泰 也	宮 崎 県 ミ ニ テ ニ ス 協 会	会長	スポーツ
10	委 員	久 木 山 行 栄	綾 町 ス ポ ー ツ 推 進 委 員 協 議 会	会長	スポーツ
11	委 員	中 村 清 久	綾 町 自 治 公 民 館 連 絡 協 議 会	会長	地域
12	委 員	山 田 由 美 子	綾 町 自 治 公 民 館 女 性 連 絡 協 議 会	会長	地域
13	委 員	坂 元 芳 郎	J A み や ざ き 綾 町 地 区 本 部	本部長	産業
14	委 員	日 高 幸 一	綾 町 商 工 会	会長	産業
15	委 員	鈴 木 重 徳	綾 町 学 校 長 会	代表	教育
16	委 員	高 砂 富 士 子	綾 町 社 会 福 祉 協 議 会	事務局長	福祉
17	委 員	長 友 博 志	高 岡 警 察 署	署長	官公庁
18	委 員	下 荒 磯 明 広	宮 崎 市 消 防 局 北 消 防 署 西 部 出 張 所	所長	官公庁
19	委 員	武 龍 大 郎	宮 崎 日 日 新 聞 社 東 諸 支 局	支局長	報道
20	監 事	隈 元 高 広	綾 町 監 査 委 員	代表監査委員	町
21	監 事	中 原 修 一	綾 町 財 政 課	課長	町

日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会

総会 次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 報告事項

- (1) 日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会委員等の変更について
- (2) 日本のひなた宮崎国スポ競技会会期の変更について
- (3) 日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会令和8年度暫定収支予算専決報告について

4. 議 事

- (1) 第1号議案 令和7年度事業報告について
- (2) 第2号議案 令和7年度収支決算について
- (3) 第3号議案 令和8年度事業計画（案）について
- (4) 第4号議案 令和8年度収支予算（案）について
- (5) 第5号議案 日本のひなた宮崎国スポ綾町応援団の設置（案）について

5. そ の 他

6. 閉 会

参考資料 日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会会則

報告事項1

日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会委員等の変更

日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会会則第8条第3項の規定により、令和7年6月17日から令和8年6月16日までの間における委員等の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

役職	区分	新任者		前任者	
		所属・役職	氏名	所属・役職	氏名
委員	教育	綾町学校長会 会長	鈴木 重徳	同左	菅沼 彰洋
委員	官公庁	高岡警察署 署長	長友 博志	高岡警察署綾駐 在所 所長	富山 雅光
委員	報道	宮崎日日新聞社東 諸支局 支局長	武 龍太郎	同左	野崎 亮
監事	町	綾町監査委員 代表監査委員	隈元 高広	同左	郷田 五男
監事	町	綾町財政課 課長	中原 修一	綾町会計管理者 室長	野村 修

報告事項 2

日本のひなた宮崎国スポ 競技会会期の変更

令和8年3月3日に開催された公益財団法人日本スポーツ協会の第4回国民スポーツ大会委員会において、馬術競技の本大会会期が変更になりましたので報告します。

〈変更理由〉

- ・馬術特有の競技備品及び運営経費の圧縮を図るため。

変更前	変更後
令和9年 9/19(日)～9/23(木) 5日間	令和9年 9/19(日)～ <u>9/22(水)</u> 4日間

〈参 考〉

1. リハーサル大会日程

- ・ハンドボール競技（第31回ジャパンオープンハンドボールトーナメント）
令和8年8月8日（土）～11日（火）4日間
- ・サッカー競技（第62回全国社会人サッカー選手権大会）
令和8年10月24日（土）～26日（月）3日間
- ・馬術競技（日本のひなた宮崎馬術競技リハーサル大会）
令和9年6月12日（土）～13日（日）2日間

2. 本大会日程

- ・サッカー競技
令和9年9月27日（月）～9月30日（木）4日間
- ・ハンドボール競技
令和9年10月1日（金）～10月5日（火）5日間

3. デモンストラレーションスポーツ

- ・ミニテニス
令和9年6月27日（日）1日間

報告事項3

日本のひなた宮崎国スポーツ綾町実行委員会
令和8年度暫定収支予算（会長専決処分）

令和8年度に実施する事務局の運営及び業務活動の実施にかかる経費のうち、年度当初から総会までの期間の必要額について、暫定収支予算として専決処分を行ったものです。日本のひなた宮崎国スポーツ綾町実行委員会会則第13条の規定に基づき報告します。

1 収入の部

科目	暫定予算額	備考
負担金	167,656,000	町負担金
合計	167,656,000	

2 支出の部

科目	暫定予算額	備考
総務費	150,000	
会議費	50,000	総会等開催費
事務局費	100,000	消耗品、通信運搬費等
開催推進費	1,200,000	
広報啓発費	200,000	広報啓発資材等
先催地調査費	1,000,000	馬術リハ大会等
大会開催費	4,300,000	
観光・おもてなし費	1,000,000	リハーサル大会
輸送交通費	3,300,000	輸送計画策定
競技運営費	162,006,000	
サッカー競技費	88,255,000	サッカーリハ大会
ハンドボール競技費	73,751,000	ハンドボールリハ大会
合計	167,656,000	

第1号議案

日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会 令和7年度事業報告について

1 会議の開催

(1) 総会

会議名	開催日・場所	主な審議内容
実行委員会第2回総会	令和7年6月16日(月)	・令和7年度事業計画、収支予算

2 開催準備業務の推進

(1) 競技会の開催に向けた年次計画

- ・別紙のとおり

(2) 先催県の運営状況等の調査及び研究

- ・令和7年度は、滋賀県国スポ及び青森県リハーサル大会を視察し、大会運営に関する情報収集を行った。担当者からの聞き取りや競技会場の運営状況、輸送体制、練習会場、暑熱対策等を確認し、本町大会の円滑な運営に向けた知見の蓄積を図った。

●滋賀国スポ大会

日程	開催自治体：競技等
令和7年 6月5日～8日	兵庫県三木市（※県外開催）：馬術リハーサル大会
令和7年 9月5日～8日	東京都：サッカー・馬術本大会抽選会 山梨県小淵沢：青森国スポ馬術競技場視察
令和7年 9月28日～29日	大津市：行幸啓視察（バドミントン）
令和7年 9月27日～10月3日	兵庫県三木市（※県外開催）：馬術本大会
令和7年 10月2日～8日	彦根市・近江八幡市：ハンドボール本大会
令和7年 10月3日～8日	大津市・東近江市・守山市：サッカー本大会
令和7年 12月18日～20日	滋賀県庁・守山市・彦根市：事業概要説明会

●青森国スポリハーサル大会

日程	開催自治体：競技	リハーサル大会名
令和7年 10月8日～13日	青森市：ハンドボール	ジャパンオープンハンドボール トーナメント
令和7年 10月10日～16日	八戸市・十和田市・南部町・五 戸町：サッカー	全国社会人サッカー選手権大会

【地元特産品等のPR】



【花いっぱい運動】



【児童生徒の大会参加】



【参加型イベント】



【応援プロジェクト】



【行幸啓】



●先催県の実績を踏まえた主な運営上の課題及び対応方針

【ハンドボール】

- ・松ヤニの使用に伴い、会場保全のための養生作業や清掃費用等が発生し、運営面・経費面で大きな負担となっている。
 - 県及び中央競技団体と協議を進めており、使用禁止となった場合は運営負担及び経費の軽減が期待される。
- ・カラーコート施工は視認性向上に効果がある一方、施工費用が高額であり、費用対効果の面で課題が見られた。
 - 近年は装飾性の要素も強くなっていることから、県競技団体と協議しながら、競技運営上必要な範囲での施工を検討し、経費及び運営負担の軽減を図る。

【サッカー】

- ・天然芝会場の育成不良により大会1ヶ月前に市内の別の人工芝会場へ急遽会場を変更していた。
 - 養生期間の確実なる確保を行いたい。
- ・暑熱対策の徹底。
 - 宮崎の本大会は9月開催。先催県ではなかった諸室への暑熱対策が求められている。競技規則に則った対応。

【馬術】

- ・競技種目が多く、限られた時間内で競技進行、表彰式及び馬場整備等を行う必要があることから、現場での調整業務が多く運営負担が大きい。
 - 先催県の事例を参考に、関係機関との連携強化や役割分担の整理を進め、円滑な競技運営体制の構築を図る。

(3) 競技会等の開催に必要な施設整備

①ハンドボール競技会場（綾てるはドーム）

- ・床改修工事：令和8年1月完了
- ・遮光フィルム設置工事：令和8年1月完了
- ・駐車場舗装工事：令和8年3月完了
- ・空調設備工事：令和8年6月末完了予定



②馬術競技会場（綾馬事公苑）

- ・競技会場造成工事：令和8年4月完了
- ・樹木伐採工事：令和8年1月完了
- ・厩舎等解体工事：令和8年1月完了



（4）関係機関及び競技団体との連絡調整

①県との連絡調整

- ・国スポ担当者会、運営担当者会、競技施設整備調整会議 等

②関係競技団体及び共催市町との連絡調整

- ・馬術競技：単独
- ・サッカー競技：新富町、西都市
- ・ハンドボール競技：宮崎市

（5）広報・啓発活動

①啓発イベント等の実施

- ・R7.7.20：綾ふるさと夏まつり（国スポPRブース・ダンス）
- ・R7.9.20：綾保育園運動会（国スポダンス）
- ・R7.9.23：国スポ2年前イベント（国スポPRブース）
- ・R7.11.8：総合文化祭（国スポPRブース・パネル展示）
- ・R8.2.8：公民館大会（国スポパネル展示）
- ・R8.2.21：春いっぱいコンサート（国スポパネル展示）

②その他

- ・カウントダウンタイマー設置
- ・国スポラッピング車両協賛（無償リース）
- ・ホームページ、SNS（随時情報更新）
- ・町体育館前に開催決定看板設置



総合文化祭（パネル展示）



公民館大会（パネル展示）



夏まつり（ダンス）



保育園運動会（ダンス）



2年前イベント（PR・体験）



総合文化祭（バッジ製作）



カウントダウンタイマー



協賛車両

監査報告

日本のひなた宮崎国スポーツ綾町実行委員会会則第16条の規定に基づき、令和7年度収支決算について監査した結果、適正に処理していることを認めます。

令和8年5月26日

監事

隈元高広

監事

中原 修一

第3号議案

日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会 令和8年度事業計画（案）について

日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会の令和8年度事業計画を次のとおりとし、円滑な準備に努める。

- 1 リハーサル大会の開催に関すること。
 - ・ハンドボール、サッカー競技リハーサル大会の準備・運営
 - ・馬術競技リハーサル大会の準備
- 2 競技会の開催に向けた各種計画の推進、見直しに関すること。
 - ・リハーサル大会、本大会に向けた各種計画推進、見直し
- 3 先催県の運営状況等の調査及び研究に関すること。
 - ・青森国スポリハーサル大会（馬術）
 - ・青森国スポ本大会（馬術、サッカー、ハンドボール）
- 4 競技会等の開催に必要な施設整備に関すること。
 - ・馬術競技場整備（綾馬事公苑）
馬場舗装、囲障工（柵）整備、厩舎建築、仮施設設置 等
- 5 関係機関及び競技団体との連絡調整に関すること。
 - ・県及び共催市町、競技団体との協議の実施
- 6 広報・啓発活動に関すること。
 - ・広報媒体や各種イベント等を活用したPR活動及び地域・学校と連携した機運醸成の実施
- 7 その他、競技会の開催に係る事項の推進に関すること。

第4号議案

日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会
令和8年度収支予算（案）

【収入】

（単位：円）

科 目	予 算 額	備 考
繰 越 金	10,331,013	前年度繰越金
負 担 金	239,659,000	町負担金
雑 収 入	9,987	預金利息 等
合 計	250,000,000	

【支出】

（単位：円）

科 目	予 算 額	備 考
総 務 費	1,481,000	
会 議 費	100,000	総会費
事 務 局 費	1,381,000	消耗品、諸会議負担金 等
開 催 推 進 費	17,021,000	
広 報 啓 発 費	7,248,000	学校連携事業、物品製作 等
先 催 地 調 査 費	9,773,000	先催県視察旅費 等
大 会 開 催 費	6,445,000	
観 光 ・ お も て な し 費	3,145,000	リハ大会おもてなし費用
輸 送 交 通 費	3,300,000	輸送計画策定委託
競 技 運 営 費	225,053,000	（県補助金対象事業）
共 通 費	7,810,000	会場設営設計委託
サ ッ カ ー 競 技 費	88,255,000	R8 リハ大会実施経費
ハ ン ド ボ ー ル 競 技 費	73,751,000	〃
馬 術 競 技 費	55,237,000	R9 リハ大会実施経費（R8 必要経費）
合 計	250,000,000	

第5号議案

日本のひなた宮崎国スポ綾町応援団の設置（案）について

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ応援団活動支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）実施要領の規定に基づき、本実行委員会を日本のひなた宮崎国スポ綾町応援団（以下、「応援団」という。）として位置付けることについて、総会の承認を求めるものである。

1 設置目的

県が創設した補助金を活用し、日本のひなた宮崎国スポの開催に向けた地域の気運醸成を図るため、応援団を設置する。

応援団においては、歓迎装飾や広報啓発、地域イベントと連携したPR活動、大会期間中のおもてなし活動等を通じて、町民、関係団体等が一体となった歓迎機運の醸成を推進するものとする。

2 組織体制

応援団については、新たな組織を設立するのではなく、本実行委員会をもって充てるものとする。

これにより、関係団体等との連絡・調整窓口を実行委員会へ集約し、事務執行の効率化を図るとともに、気運醸成活動を円滑かつ効果的に推進する。

〈参考資料：関係要綱・要領抜粋〉

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ応援団活動支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会会長は、地域に結成される応援団の活動を支援するため、補助金を交付するものとする。（主旨要約）

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ応援団活動支援事業費補助金実施要領

（応援団の定義）

第2条 市町村応援団は、市町村実行委員会又は、市町村が公募等により募集した個人・団体で構成される組織とする。ただし、市町村実行委員会が総会等の承認を得たときは、市町村実行委員会をもって市町村応援団とすることができる。（主旨要約）

事務局

事務局長	社会教育課 課長	麻生昌秀 (あそうまさひで)
事務局次長	社会教育課 主幹兼国スポ推進係長	田中勇輔 (たなかゆうすけ)
事務局員	社会教育課 主事 (ハンドボール担当)	藤田浩史郎 (ふじたこうしろう)
	社会教育課 主事 (馬術担当)	河野康大朗 (かわのこうたろう)
	社会教育課 主事 (サッカー担当)	安藤由貴 (あんどうよしき)
	社会教育課 主事 (ミニテニス・総務担当)	入佐奈津子 (いりさなつこ)

880-1303

綾町大字南俣546番地1 綾町教育委員会 社会教育課国スポ推進係

TEL : 0985-77-5003

FAX : 0985-77-3126

E-mail : kokusupo2027@town.aya.lg.jp

日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ綾町実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、第81回国民スポーツ大会（日本のひなた宮崎国スポ）において、綾町で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前項の目的を達成するために、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設・整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備の経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱及び任命する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 綾町議会を代表する者
- (3) その他会長が必要と認める者

(役員)

第5条 委員会に次に掲げる役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 委員会の会長は、綾町長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ

会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 監事は、委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下、「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから委員会の目的が達成され、解散した時までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属する団体又は所属する機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 委員会に、顧問及び参与（以下、「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、会長が委嘱する。

3 顧問等は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行うことができる。

4 前条の規定は、顧問等の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名したものがこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する、ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理者に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理者に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものも含む。）の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 7 会長は、必要に応じて顧問等に総会への出席を求めることができる。
- 8 前項の規定にかかわらず、天災や感染症等により、一堂に会して総会を開催することが困難なときは、書面により総会を行うことができる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、必要と認める場合に設置するものとし、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、総会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を総会に報告するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、会長が別に定める。
- 4 専門委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会に報告するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第15条 委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 委員会は、目的が達成されたときに解散するものとする。

- 2 委員会が解散するとき有する残余財産は、綾町に帰属するものとする。

第8章 補足

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年9月27日から施行する。